

# 平成28年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業の担い手の確保・育成や公共工事の施工の円滑化等を図るため、入札・契約制度を拡充する。

## I 担い手の確保・育成

### 1 若年技術者の確保・育成

高齢化の著しい建設業界における若年技術者の確保・育成の取組を支援する。

#### (1) 技術・社会貢献評価制度における支援 **拡充**

後継者育成に取り組んでいる業者を支援し、若年入職者の確保・育成を図るため、加点の対象とするインターンシップ協力業者の範囲を拡充する。

<評価項目「就業体験事業等への協力」>

区分	現行	変更後
対象業者	県内の工業高等学校等が行うインターンシップ等の生徒を直接受け入れた業者 (元請・下請を問わない。)	<b>【現行制度に下記の場合を追加】</b> インターンシップ等の生徒を直接受け入れた業者が下請の場合、元請及び下請の両業者
加点	8点（2年間）	元請業者：8点（ <u>1年間</u> ） 下請業者：8点（2年間）

[実施時期] 平成28年4月実施（平成29年7月以降の評価に反映）

#### (2) 総合評価落札方式(施工能力評価型)における支援 **拡充**

監理技術者等への若手技術者の登用をより促すため、監理技術者等に実績や技術力を持つ若手技術者(40歳未満)を配置する場合、専任補助者(若手技術者を補助するベテラン技術者)の配置の有無にかかわらず加点する。

<評価項目「若手技術者の育成」>

区分	現行	変更後
加点要件	要件①: 監理技術者等に若手技術者 要件②: 専任補助者を現場代理人に配置	<b>【現行制度に下記の場合を追加】</b> 要件①: 監理技術者等に実績や技術力を持つ若手技術者(要件②は不要)
加点	1点	1点

[実施時期] 平成28年4月実施（平成28年7月入札公告分から適用）

## 2 指名競争入札の拡大 **試行**

地域社会基盤の担い手を確保・育成するため、次の2工種については、全ての土木事務所等において、金額の多寡にかかわらず、原則として指名競争入札とする。

### (1) 緊急小規模等維持修繕工事

(工事内容) 道路舗装補修、河川護岸修繕、港湾・海岸維持修繕等

(指名対象) 日常的に地域に精通した建設業者

(入札方式の例外) 県が管理する道路、河川、港湾及び海岸等の施設の状況等を考慮して必要があると認められる場合

### (2) 災害復旧工事

(工事内容) 改良復旧工事を除く災害復旧工事

(指名対象) 応急復旧工事に従事する等、被災直後の状況に精通した建設業者

(入札方式の例外) 災害の発生状況等を考慮して必要があると認められる場合

[実施時期] 平成28年度に工期を開始する契約から実施

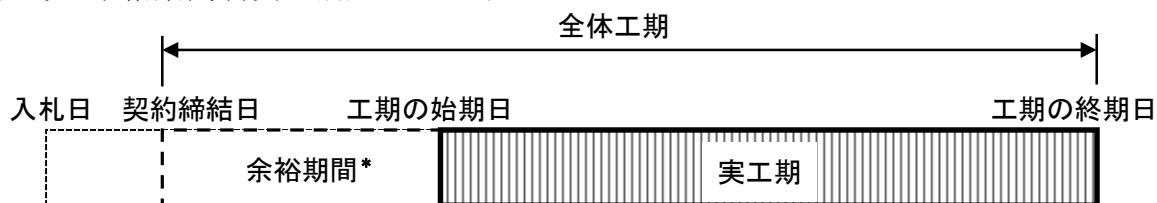
## II 公共工事の施工の円滑化等

### 1 余裕期間制度を活用した工事の実施 **試行**

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行する。

[実施時期] 平成28年4月入札公告分から数件を実施

<参考> 余裕期間制度を活用した工事



\* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要

### 2 総合評価落札方式における評価項目「地域精通度（本店所在地）」の改善

日常的に地域に精通し、災害や事故発生に対する迅速な対応、地元関係者との円滑な調整等が期待できる建設業者を適切に評価するため、加点の要件として、「工期中は本店所在地が指定地域内にある」旨を新たに加える。

[実施時期] 平成28年4月実施（平成28年7月入札公告分から適用）